

防犯対策マニュアル

令和8年度版

合同会社つきおと
放課後等デイサービス そらおと

本マニュアルは、利用者および職員の生命と安全を守ることを目的とし、合同会社つきおとが運営する放課後等デイサービス事業所において、不審者侵入時に迅速かつ適切な対応ができるよう、必要な対応手順を定めるものである。

1. はじめに

利用者及び職員の生命を守るため、放課後等デイサービス事業所において、不審者が侵入した際に即座に対応できるように、本防犯対策マニュアルを策定する。職員は日頃から本マニュアルの内容を理解し、緊急時に冷静な行動が取れるよう努める。

2. 来訪者への対応

来訪者があった場合は、まず職員が室内から来訪者を確認し、事業所とどのような関係の人物であるかを見極める。安易に扉を開けず、必要に応じて複数名で対応する。

3. 不審者の判断 不審者とは「正当な理由なく事業所敷地内に侵入してきた者」をいう。以下の手順により、不審者であるかどうかを確認する。

① 外見の確認

顔の確認ができないフルフェイスヘルメット等を着用している者、刃物やバット等の凶器を所持している者、泥酔している者など、外見上明らかに危険と判断される場合は、不審者と判断する。

外見上明らかな不審者を敷地内で確認した場合は、速やかに「通報及び避難」の対応に移行し、出入口を施錠して不審者が事業所内に侵入しないようにする。

② 声掛け及び要件確認

声掛けを行う際は、1～1.5メートル程度の距離を保って対応する。

利用者の関係者を名乗る場合は、利用者名を確認し、必要に応じて保護者へ確認を行う。

業者を名乗る場合は、訪問目的や事前連絡の有無を確認する。

4. 退去要請

① 職員間での情報共有

不審者の疑いがある者が施設内にいる場合は、周囲の職員に速やかに知らせる。

通報は、声掛けを行っている職員とは別の職員が行う。

② 退去の要請

丁寧な口調で、相手を刺激しないよう配慮しながら、敷地内からの退去を求める。

5. 通報及び避難

来訪者が不審者であると判断された場合は、直ちに通報及び利用者の避難を行う。

① 通報

声掛けを行った職員が不審者と判断した場合は、別の職員に通報を依頼する。
通報の依頼を受けた職員は、速やかに警察へ通報する。

② 避難

利用者を不審者の目が届かない安全な場所へ避難させる。

避難場所について

不審者が施設内にいる場合は、可能な範囲で施設外の人目の多い場所へ避難する。

不審者が施設外にいる場合は、施設内に留まり、施錠を行う。

避難後は必ず利用者及び職員の人数確認を行う。

③ 誘導及び防御

利用者と不審者との距離を保てる位置に誘導する。

誘導に応じない場合は、無理な対応は行わない。

暴言や暴力的な行動を取る不審者には絶対に近づかない。

やむを得ない場合、身近な物を手に取り威嚇することもあるが、相手を過度に刺激しないよう十分注意する。

6. 再侵入への警戒

退去に応じた不審者が再び侵入を試みる可能性があるため、不審者対応を行った職員は、しばらくの間、出入口や侵入経路の状況を注意深く監視する。

7. 事後対応

不審者対応後は、以下の対応を行う。

- ・滋賀県障害福祉課へ連絡し、指示に従う。
- ・警察へ状況報告を行う。
- ・事案について報告書を作成し、法人内で共有する。